

四日市市告示第 62 号

四日市市公印規則（昭和 34 年四日市市規則第 8 号）第 16 条第 1 項の規定により縮小した公印の印影を印刷して使用するので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 28 年 3 月 4 日

四日市市長 田 中 俊 行

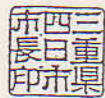
1 名称

三重県四日市市長印

2 寸法

方 12 ミリメートル

3 印影



4 使用区分

平成 29 年 3 月 31 日を有効期限として発行する四日市市重度障害者タクシー乗車券及びはり・きゅう・マッサージ利用券

5 使用開始日

平成 28 年 4 月 1 日

（健康福祉部障害福祉課）